

令和8年度北谷町ハワイ短期留学派遣事業実施業務委託
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、「令和8年度北谷町ハワイ短期留学派遣事業実施業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

北谷町ハワイ短期留学派遣事業は、次代を担う中高生をハワイに派遣することで、国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力の向上を図ることを目的に、平成25年度から事業を行っている。本年度も引き続き、中高生14名をハワイへ派遣する。

事業実施にあたり、本業務受注者の有するノウハウを活用した事前・事後研修の実施や英語教育、留学支援に特化した人材の現地帯同によって参加者に対して質の高いサポートを提供し、同受注者が持つネットワークを活用した在ハワイ北谷・嘉手納町人会（以下「町人会」という。）との円滑なコミュニケーションにより事業をスムーズに進めることを目的とする。

(1) 委託業務名

令和8年度北谷町ハワイ短期留学派遣事業実施業務委託

(2) 委託業務場所

北谷町、アメリカ合衆国ハワイ州ほか

(3) 履行期間

契約の日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 業務内容

別紙「令和8年度北谷町ハワイ短期留学派遣事業実施業務委託仕様書」及び、「令和8年度北谷町ハワイ短期留学派遣事業実施業務委託 特記仕様書」を参照すること。なお、仕様書及び特記仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(5) 提案上限額

16,541,000円（消費税及び地方消費税込）以内とする。

※ この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

3 事業の実施方法

(1) 事業委託の方法

随意契約による委託とする。

(2) 契約相手方の候補者の選定

公募による企画提案参加者を募集し、一定の条件を満たす提案者から企画提案の提出を受け、必要に応じてヒアリングを実施した上で、その内容の審査及び評価を行い、最も適した提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続きにより選定する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

4 応募資格

次のすべての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

(1) 沖縄県内の地方公共団体の実施する類似業務を受託した実績を有する者。

(2) 沖縄県内に事業所を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には、代表法人が沖縄県内に事業所を有していること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の管理運営、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該受託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 沖縄県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 町人会との交流・調整が円滑に行える者。
- (6) 本業務の実施に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。
- (7) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生更生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、法人町民税等の滞納がないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

5 企画提案書の内容について

- (1) 事前研修、現地研修、事後研修、派遣報告会、ホームステイ調整・対応について
- (2) 実施体制及び類似業務の実績について
- (3) 本研修実施におけるスケジュール等について
- (4) 事業費の積算について

6 質問

質問は、別紙「質問書（第5号様式）」をFAX又はメールにより提出し、送信後は必ず電話確認を行うこと。質問及び回答については、ホームページに随時掲載する。

- (1) 質問受付期間
公示の日～令和8年5月26日（火）まで
- (2) 質問受付

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江一丁目1番1号
電話 098-936-1234（内線5310） FAX 098-936-3491
メール shakai-kyoiku@chatan.jp
北谷町教育委員会教育部社会教育課社会教育係 崎原

7 提出書類

4の応募資格を満たす者は、以下の書類2部（正本1部、副本1部）を作成し、提出すること。

- (1) 参加申請書兼誓約書（第1号様式）
※ 商号、代表者名、代表者印を押印し提出

- (2) 会社概要書（第2号様式）
 - ※ 共同企業体を形成する場合、構成企業全ての会社概要のほか、協定書（様式任意）を1部提出すること。
- (3) 受託類似事業の実績表（第3号様式）
 - ※ 沖縄県又は市町村が実施し、受託した類似業務について、過去の履行実績（管理技術者または主たる担当技術者として従事したものに限り）を直近から遡り最大5件まで記入すること。
- (4) 登記事項証明書
 - ※ 受付日前6か月以内に発行されたものの写し
- (5) 財務諸表
 - ※ 最新決算年度の貸借対照表、損益計算書の写し
- (6) 納税証明書
 - ※ 最新決算年度の確定申告の法人税、消費税の納税証明書（税務署で発行）
- (7) 企画提案書（第4号様式に添付）
 - ※ 企画提案書は任意様式
 - ※ 用紙の規格はA4サイズとする。資料やイメージ図等、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。
- (8) 作業スケジュール表（任意様式）
- (9) 執行体制（任意様式）
- (10) 安全管理マニュアル（任意様式）
 - ※ 事故発生時における教育委員会、関係機関、保護者への緊急連絡対応について記入すること。
- (11) 業務見積書（任意様式）
 - ※ 業務構築に関わる見積書

8 提出期限

令和8年5月28日（木）（必着）

9 提出場所

北谷町役場3階 北谷町教育委員会教育部社会教育課（※6-（2）に同じ。）

提出物は、郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法で行うこと。

10 提案に係る審査

(1) 審査方法

参加表明者から提出された書類について、資格審査及び提案内容審査を行う。

(2) 資格審査

参加表明者が参加資格要件を満たしているかを提出書類に基づき審査し、要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 提案内容審査

資格審査を通過した参加表明者について提案内容審査として、本業務に関する企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(4) 提案内容に係る審査事項等

審査事項及び審査内容は次のとおりとする。

評価項目	評価要素	評価観点
1 企画提案の適合性 （事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致）	（1）事業目的の理解「北谷町 ハワイ短期留学派遣事業」	北谷町ハワイ短期留学派遣事業の趣旨を理解した提案内容か（全体運営）

していること)	(2) 事業目的の理解「事前研修の実施」	「事前研修」の趣旨を理解した提案内容か
	(3) 事業目的の理解「現地研修引率」	「現地研修引率」の趣旨を理解した提案内容か
	(4) 事業目的の理解「事後研修・報告会の実施」	「事後研修・報告会」の趣旨を理解した提案内容か
	(5) 事業目的の理解「北谷・嘉手納町人会との交流会及びホームステイ体験」	「北谷・嘉手納町人会との交流会」の趣旨を理解し調整ができるか
	2 提案内容の実効性 (確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力、体制等を有していること)	(1) 実施体制
	(2) 類似業務の実績	類似業務に係る受託実績はあるか
3 提案内容の具体性 (提案された内容が具体的かつ効果的であること)	(1) スケジュール及び対案内容の具体性	本業務が効果的に遂行できるスケジュールか。また、具体的で実現可能な企画提案になっているか。
	(2) 事業提案の効果	本業務が町教育委員会の人材育成事業に効果的な内容か
4 提案内容の妥当性 (事業を遂行するにあたり、妥当な積算であること)	(1) 事業費の積算根拠の妥当性とその費用対効果	必要な業務内容が盛り込まれているか。また積算根拠及び費用対効果は妥当であるか。

※ 参加者が提案した企画提案書の内容について、審査委員会が個別にヒアリングを行う場合があります。

(6) 契約候補者の選定

資格審査及び提案内容審査を経て、契約候補者を決定する。

(7) 審査内容及び審査結果

- ① 審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び審査結果に対する問い合わせには、応じないものとする。
- ③ 審査結果に対する異議等は受け付けない。

11 契約の締結

この実施要領に基づく企画提案は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、審査によって選定された契約候補者は、北谷町教育委員会と企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議を行い、協議内容が合意となった場合に、随意契約により契約を締結するものとする。

協議開始から7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者と交渉を行うことができるものとする。

12 契約候補者選定スケジュール（予定）

内容	期日
質問受付期間	公示の日～令和8年5月26日（必着）
質問回答	随時
企画提案書受付期間	公示の日～令和8年5月28日（必着）
参加表明並びに企画提案書の書類審査日（一次審査）	令和8年5月29日
書類審査（一次審査）結果発表	令和8年5月29日
提案内容審査（最終審査） （プレゼンテーション）	令和8年6月1日
結果通知	令和8年6月2日

13 無効となる提案

次のいずれかに該当する場合はその者の提案は無効とする。

- (1) 正当な理由もなく、提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提案書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為、本事業に関する条件に違反する等選定委員会の委員長が失格と認めた場合

14 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、応募に要する経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降において、原則、参加申請書、企画提案書等の記載内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合において、発注者が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（第6号様式）により北谷町教育委員会へ報告すること。
- (5) 企画提案書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、北谷町教育委員会は契約候補者の決定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。選定されなかった者の申請書類（正本及び副本）は返却する。
- (6) 本業務の契約手続きに関する情報公開請求があった場合は、北谷町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 委託業務料の支払については、事業完了報告書等の納品・検査終了後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。